

基本制度 WT 第7回会合の議題に対する全保協の意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会

1. 費用負担について

- (1) 新システムの構築にあたっては恒久的な財源確保が前提とされている。財源なくして、新システムへの移行を断行しないこと。
- (2) 新システムは、質の向上をめざしていると認識している。そのためにも、質の向上を図るインセンティブが働く仕組みとすること。また、このための財源確保の道筋を明らかにすること。(具体的な質の向上にかかる項目は、別紙参照。)
- (3) 現金給付と現物給付のバランスを勘案し、とくに潜在的ニーズも含めた待機児童解消のためにも現物サービスの整備を図ること。
- (4) 「こども園(仮称)」の財源については、利用者からの利用料に加え、社会全体で子どもの育ちを保障するという理念にもとづき、社会全体(国・地方・事業主・個人)で費用負担する仕組みとすること。
- (5) 利用料については、定率の利用料とするとしても、減免措置を講じるとともに、経済的に厳しい若年層が子育て世代であることを踏まえ、利用者負担(現行では平均 4割)を1割程度に引き下げること。

2. 社会的養護について

- (1) 社会的養護が必要な子どもに対する支援も、「子ども・子育て新システム」の制度を構築する中で、あわせて検討すること。
- (2) 社会的養護が必要な子どもに対する支援を「子ども・子育て新システム」で行うためにも、質の向上を含め、必要な財源を子ども・子育て勘定(仮称)から給付する仕組みとすること。

3. 障害児に対する支援について

- (1) すべての子どもに対する保育の提供の視点から、障害のある子どもに対する支援も、「こども園(仮称)」や「子ども・子育て新システム」の制度を構築する中で、あわせて検討すること。
- (2) 障害のある子どもたちが利用できるよう、すべての「こども園(仮称)」に応諾義務を課すこと。
- (3) 障害のある子どもたちに必要な保育を提供することができるよう、専門性を持った保育士の配置・養成等をはかり、体制整備を図ること。
- (4) 障害児保育の財源は現在、地方一般財源により措置されていることから、市町村によって格差が生じている。新システムにおいては、障害児保育も子ども・子育て勘定(仮称)から給付する仕組みとすること。
- (5) 放課後児童クラブにおいて障害のある子どもを受け入れるためには、専門性を持った指導員を配置・養成し、受け入れ態勢を整えることができるようにすること。

参考 質の向上を図るための「こども園(仮称)」の施設環境・人員・運営の基準について

質を担保・向上するため、「こども園(仮称)」の施設環境・人員・運営の基準は、児童福祉施設最低基準に定める保育所の最低基準および幼稚園設置基準のそれぞれの基準以上のものとする。

1. 職員配置基準

- (1) 現行の児童福祉施設最低基準(0歳児 3:1、3歳未満児 6:1、3歳以上4歳未満児 20:1、4歳以上児 30:1)以上とすること
- (2) さらに子どもの育ちを保障するためにも、中教審の学級編成の少人数化や全国の先進自治体の実態等を踏まえ、同年齢であっても発達・育ちに違いのある乳幼児の保育に必要な人員配置を図ることができるよう、職員配置基準の改善を図ること。
- (3) 「こども園(仮称)」の開所時間中は、基準以上の配置をすることができるような運営体制を図ること。
- (4) 保育士の研修への参加を可能とする職員配置を図ること。
- (5) 障害のある子どもや要支援の子ども等の保育を行うことのできる、専門性の高い保育士を継続的に雇用することのできるような体制とすること。

2. 職員について

- (1) 保育士資格を必須とすること。
- (2) 保育士等が安定・安心して雇用を継続することができるよう、保育士等の処遇を改善すること。
- (3) 保育の質の向上のため、研修権を保障し、保育士等が研修を受けることのできる運営体制をはかること。
- (4) 保育士のキャリアアップ・キャリアパスの仕組みを構築し、必要な措置を講じること。
- (5) 保育士の勤務時間については、例えば幼稚園教諭と同様、6時間の保育時間と2時間の研修および教材準備時間が確保されるようにすること。
- (6) 短時間・非常勤保育士の配置には一定の制限を図ること。
- (7) 施設長の資格を位置づけること。
- (8) 主任保育士の配置を明確にすること。
- (9) 看護師の配置を義務づけること。
- (10) 栄養士の配置をすること。
- (11) ソーシャルワーカーの配置を検討すること。

3. (保育環境)施設設備、面積基準

- (1) 子どもの育ちを保障するために十分な空間を確保すること。子どもの動作空間、単位空間を保障する面積基準のあり方について、国の最低基準を示すこと。
(全社協「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」報告書
<http://www.shakyo.or.jp/research/09kinoukenkyu.html> 参照)
- (2) 給食を自園で提供するための調理設備を設置すること。
- (3) 屋外遊技場については必須とすること。

4. 保育内容・方法

- (1) 保育内容については、保育所保育指針を遵守すること。
- (2) グループ規模については、子どもの育ちを真に保障するために、児童福祉施設最低基準に規定するべき。その際には、各国の状況を参考に、養育のための集団の小規模化を図ること。